

河川敷地でのドローン飛行について

ドローンを飛ばすだけであれば自由使用であり、許可申請は不要ですが、
飛行に伴いテント等を設置する場合は手続き(使用届等)が必要となります。
航空法等を遵守し、安全な使用をお願いいたします。

ダム周辺でのドローン飛行について

県管理のダム周辺でのドローン飛行は、使用範囲や使用日時、飛行禁止区域が定められています。
また、運用計画書及び誓約書を、飛行の 2 週間前までを目安に提出していただく必要があります。
詳細は、各ダムのホームページをご確認ください。

- 広瀬ダム <https://www.pref.yamanashi.jp/damu-hrkt/h24nemdo/20120921.html>
- 琴川ダム <https://www.pref.yamanashi.jp/damu-hrkt/top2.html>
- 荒川ダム <https://www.pref.yamanashi.jp/damu-arkw/damu-drone.html>
- 大門ダム <https://www.pref.yamanashi.jp/dam-dmskkn/mujinkoukuuki.html>
- 塩川ダム <https://www.pref.yamanashi.jp/dam-dmskkn/92021224905.html>
- 深城ダム https://www.pref.yamanashi.jp/damu-fk/fukashiro_doroneshinsei.html

上記以外のダム(県管理でないダム)については、各ダムの管理者へお問い合わせください。